

(別添)

ボートレースチケットショップ等発売促進イベント企画運営業務委託公募型プロポーザル 審査基準

番号	評価項目	評価内容	配点	必須項目
1	選手トークショーについて	「仕様書5企画内容詳細(1)選手トークショー」について、これまでの実績が十分にあり、集客力のある選手を呼べるか。	10点	○
2		「仕様書5企画内容詳細(1)選手トークショー」について、実施回数は何回を予定しているのか。	5点	○
3		「仕様書5企画内容詳細(1)選手トークショー」について、目的に沿った企画になっているか。	8点	○
4	タレントによる舟券予想会について	「仕様書5企画内容詳細(2)タレントによる舟券予想会」について、これまでの実績が十分にあり、集客力のあるタレントを呼べるか。	10点	○
5		「仕様書5企画内容詳細(2)タレントによる舟券予想会」について、実施回数は何回を予定しているのか。	5点	○
6		「仕様書5企画内容詳細(2)タレントによる舟券予想会」について、目的に沿った企画になっているか。	5点	○
7	プレゼント抽選会について	「仕様書5企画内容詳細(3)プレゼント抽選会」について、目的に沿った企画になっているか。	10点	○
8	ノベルティ制作について	「仕様書5企画内容詳細(4)ノベルティ制作」について、目的に沿った企画になっているか。	10点	○
9	告知用ポスターの制作について	「仕様書5企画内容詳細(5)告知用ポスターの制作」について、目的に沿った企画になっているか。	5点	○
10	運営管理体制	適切な管理運営体制になっているか。	5点	○
11	任意の提案	仕様に含まれていないが、優れた提案があったか。	10点	
A	見積価格	経費削減を意識した見積金額になっているか。	10点	○
B	社会政策面評価	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点	
C		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	1点	
D		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点	

E		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1点	
F	社会政策面評価	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点	
G	県内事業者優先発注	県内事業者または準県内事業者であるか。	2点	
合 計			100点	

※1～11については、各審査員の評価点の平均が参加業者の持ち点となる。

※Aについては、下記のとおり加点する。

「見積額が予定価格の100%超」…失格

「見積額が予定価格の95%以上100%以下」…2点

「見積額が予定価格の90%以上95%未満」…4点

「見積額が予定価格の85%以上90%未満」…6点

「見積額が予定価格の80%以上85%未満」…8点

「見積額が予定価格の80%未満」…10点

※Bについては、下記のとおり配点する。

「登録を受けている…1点」、「登録を受けていない…0点」

該当する場合、登録を確認できる書類の写しを提出すること。

※Cについては、以下のとおり配点する。

「協定締結もしくは届出している…1点」、「協定締結もしくは届出していない…0点」

高齢者就業確保措置とは、65歳未満の定年の定めをしている事業主が、65歳までの雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②雇用継続制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じていることをいう。該当する場合、労使協定または就業規則の該当箇所の写しを提出すること。

※Dについては、以下のとおり配点する。

「障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している…1点」、「障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていない、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していない…0点」

該当する場合、「障害者雇用状況報告書」の写し、または、障害者を雇用している場合には申立書を提出すること。

※Eについては、下記のとおり配点する。

「認証を受けている…1点」、「認証を受けていない…0点」

該当する場合、認証を受けていることを確認できる書類の写しを提出すること。

※Fについては、下記のとおり配点する。

「いずれかの認証・登録を受けている…1点」、「認証・登録を受けていない…0点」